

I C A原則の変遷と新原則の意義

中川 雄一郎

(明治大学)

I C A (国際協同組合同盟) は、1995年9月にマンチェスターで開催されたI C A100周年記念大会において新しい原則を採択した。1895年の創立以来今日まで、I C Aは一度も分裂することなく営々とその歴史を築いてきたのであるが、いわゆる「I C A原則」の確立はそう遠い時代のことでない。最初の原則は今からおよそ60年前の1937年に開催されたI C Aパリ大会で採択された。この原則は「ロッテデール原則」と総称され、I C A原則の基礎を成すものである。新原則に生かされている民主的運営(1人1票)、加入・脱退の自由(オープン・メンバーシップ)、出資金に対する利子制限、剰余金の還元、教育の促進などの原則あるいは理念はこの時に確立されたのである。この最初の原則にはその他政治的・宗教的中立や現金取り引きの原則が含まれていた。

1960年代に入って先進諸国の経済社会構造が大きく変化してくるにつれて、協同組合運動もそれに対応していかなばならなくなった。現金取り引きの原則や中立の原則は時代に沿わなくなった。そこで1966年のウィーン大会で新しい原則が採択された。一般に「66年原則」と呼ばれているものである。この「66年原則」は「協同組合間協同」の原則を加えることによって、異種協同組合の協力あるいは「産消提携」の運動を促した。

1980年のモスクワ大会で提案された『レイドロー報告』は、協同組合の「思想的危機」を訴えると同時に、21世紀に向けての協同組合運動の「優先順位」を強調して、「労働者協同組合」の促進をその1つとした。さらにレイドローは、原則の見直しを主張して、原則を運動の指針(ガイドライン)とするよう問いかけた。そして1988年のス

トックホルム大会(『マルコス報告』)と1992年の東京大会(『ベーク報告』)で原則改定の議事日程が次第に明らかにされていき、先に述べたように、1995年のマンチェスター大会で新原則が採択されたのである。

その新原則は「協同組合のアンデンティティに関する声明」のなかで次の7つの原則として示された。①自発的で開かれた組合員制②組合員による民主的管理③組合員の経済的参加④自治と自立⑤教育、訓練および広報⑥協同組合間協同⑦コミュニティへの関与、である。これらの原則のうち目新しい原則は④と⑦である。しかもこの2つの原則は、21世紀における協同組合運動の特徴的性格を示唆している点で大きな意義をもっている。

協同組合は、近い将来において、私的セクターと公的セクターとともに「社会経済システム」を構成する「第3セクター」の中心的要素となって「社会的経済」セクターを拡大していく役割を果たす、と考えられる。そのために、外部から資本を調達する場合も、また中央政府や地方自治体と取り決めをする場合でも協同組合の「自治と自立」が不可欠である。協同組合はまた、イギリスやイタリアで現に見られるように、今後ますますコミュニティおよびその住民と関係を深めていくであろう。したがって、協同組合は組合員の利益のみならず、コミュニティとその住民利益をも考慮しなければならない。とりわけ、労働者協同組合は雇用創出や地域経済の活性化を担っていくのであるから、「コミュニティへの関与」は労働者協同組合が常に念頭に置くべき原則なのである。